【別紙1】

介護老人福祉施設利用料金表（令和8年8月1日より）

特別養護老人ホームつまま園

1．介護保険給付対象サービス費

①介護（基本）サービス費…ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費の額を除いた金額【自己負担額分】をお支払い下さい。

【従来型個室を利用した場合】　（1日当たり：円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
栄養マネジメント強化加算	110	110	110	110	110
機能訓練加算	120	120	120	120	120
看護体制加算	120	120	120	120	120
夜間職員配置加算	280	280	280	280	280
日常生活継続支援加算	360	360	360	360	360
計	6,880	7,580	8,310	9,010	9,700
自己負担額（1割分）	688円	758円	831円	901円	970円
自己負担額（2割分）	1,376円	1,516円	1,662円	1,802円	1,940円
自己負担額（3割分）	2.064円	2,274円	2,493円	2,703円	2,910円

【多床室を利用した場合】　（1日当たり：円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
栄養マネジメント強化加算	110	110	110	110	110
機能訓練加算	120	120	120	120	120
看護体制加算	120	120	120	120	120
夜間職員配置加算	280	280	280	280	280
日常生活継続支援加算	360	360	360	360	360
計	6,880	7,580	8,310	9,010	9,700
自己負担額（1割分）	688円	758円	831円	901円	970円
自己負担額（2割分）	1,376円	1,516円	1,662円	1,802円	1,940円
自己負担額（3割分）	2.064円	2,274円	2,493円	2,703円	2,910円

【ユニット型個室（たぶの里）を利用した場合】　（1日当たり：円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
栄養マネジメント強化加算	110	110	110	110	110
機能訓練加算	120	120	120	120	120
看護体制加算	120	120	120	120	120
夜間職員配置加算	210	210	210	210	210
日常生活継続支援加算	460	460	460	460	460
計	7,720	8,420	9,170	9,880	10,570
自己負担額（1割分）	772円	842円	917円	988円	1,057円
自己負担額（2割分）	1,544円	1,684円	1,834円	1,976円	2,114円
自己負担額（3割分）	2,316円	2,526円	2,751円	2,964円	3,171円

※上記加算の他、介護職員等処遇改善加算として、全てのご利用者の方に各個人の1ヵ月の介護報酬総単位数×17.6%分をご負担いただきます。

②その他のサービス加算…該当する方は【介護保険負担割合証に基づく金額】をお支払い下さい。
※下記の表は、自己負担額が1割の方について記載してありますので、2割の方は倍額、3割の方は3倍の額となります。

	内　　容		自己負担額（1割分）
初期加算	新規入所から30日間（病院に30日以上入院し、再び入所した場合も）		30円／日
経口移行加算	医師等の指示を受けた管理栄養士が、経口の食事摂取を進めるため栄養管理を行ったとき（計画が作成された日から180日以内）		28円／日
経口維持加算Ⅰ	医師等の診断等により嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、特別な管理を行ったとき		400円／月
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰにおいて行う観察、会議等に医師、歯科医師、衛生士が加わったとき		100円／月
看取り介護加算Ⅰ	医師が終末期にあると判断した方に、看取り介護を行ったとき（死亡前45日を限度）	死亡日	1，280円／日
		〃 の前日及び前々日	680円／日
		〃 以前の4日～30日間	144円／日
		〃 以前の31日～45日間	72円／日
看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断した方に、看取り介護を行ったとき（死亡前45日を限度）かつ、医療提供体制を整備した状態で施設内で看取った場合	死亡日	1，580円／日
		〃 の前日及び前々日	780円／日
		〃 以前の4日～30日間	144円／日
		〃 以前の31日～45日間	72円／日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食（糖尿病食等）を提供したとき、（1日3食を限度とし1食を1回とする）		6円／回
入院・外泊時加算	入院・外泊したとき（重要事項説明書6.（3）を参照）		246円／日
若年性認知症受入加算	若年性認知症の方に個別にサービスを提供したとき		120円／日
退所前後訪問相談援助加算	在宅復帰のための相談援助を行った場合（退所前後各1回迄）		460円／回
退所時相談援助加算	退所後の居宅生活を支援するために、在宅介護支援センター等に文書で情報を提供したとき（1回迄）		400円／回
退所前連携加算	退所前に居宅生活を支援するために、居宅介護支援事業所等に文書で情報を提供し、調整を行ったとき（1回迄）		500円／回
口腔衛生管理加算	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施したとき		90円／月
口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用しているとき		110円／月
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し、入所者の診療を行ったとき	早朝・夜間及び深夜を除く場合	325円／回
		早朝・夜間の場合	650円／回
		深夜の場合	1，300円／回
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用したとき		20円／月
個別機能訓練加算Ⅲ	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報を相互に共有し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有しているとき		20円／月
生活機能向上連携加算Ⅰ	施設外部の理学療法士等や医師から、ICTを活用した動画等により助言を受けた上で、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成等しているとき（3月に1回を限度）		100円／月
生活機能向上連携加算Ⅱ	施設外部の理学療法士等や医師から、訪問による助言を受けた上で、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成等しているとき		200円／月

生産性向上推進体制加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認されており、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っているとき	100円／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等を1つ以上導入し、1年に1回、業務改善の取組によるデータの提供を行っているとき	10円／月
ADL維持等加算Ⅰ	利用者の日常生活動作（ADL）の維持または改善の度合いが一定の水準を超えているとき	30円／月
ADL維持等加算Ⅱ	利用者の日常生活動作（ADL）の維持または改善の度合いが一定の水準を大幅に超えているとき	60円／月
自立支援促進加算	医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施しているとき	280円／月
排せつ支援加算Ⅰ	医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施しているとき	10円／月
排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Ⅰの要件に加えて、排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は、尿道カテーテルが抜去された、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善しているとき	15円／月
排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算Ⅰの要件に加えて、排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は、尿道カテーテルが抜去された、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善しているとき	20円／月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡が認められる入所者等、又は、褥瘡が発生するリスクがある入所者等に、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、少なくとも3月に1回、入所者等の褥瘡ケア計画を見直しているとき	3円／月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加えて、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒した、又は、褥瘡が発生するリスクがある入居者等について、褥瘡の発生がなかったとき	13円／月
安全管理体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているとき（入所時に1回に限り算定）	20円／回
科学的介護推進体制加算Ⅰ	利用者の情報を科学的介護情報システム（LIFE）に提出してフィードバックを受け、PDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んだとき	40円／月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算Ⅰの利用者の情報に加えて、利用者の心身、疾病の状況等の情報を提出したとき	50円／月
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、栄養管理が必要となった場合、当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理を行ったとき	200円／回
退所時栄養情報連携加算	低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する場合に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供したとき（1月につき1回を限度）	70円／回
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を、一定数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する会議を定期的に開催したとき	3円／日
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しているとき	4円／日

認知症チームケア推進加算Ⅰ	(1) 施設における利用者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること (2)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者、又は、認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	150円／月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症チームケア推進加算Ⅰの(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等の専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいるとき	120円／月
認知症・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合(入所日から7日を上限)	200円／日
協力医療機関連加算Ⅰ	協力医療機関との相談体制、診療を行う体制、入院を要すると認められた入所者の入院を受け入れる体制を常時確保し、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認しているとき	100円／月 (令和7年度～50円／月)
協力医療機関連加算Ⅱ	協力医療機関が協力医療機関連携加算1の要件を満たしていないとき	5円／月
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供したとき(入所者1人につき1回に限る)	250円／回
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行ったとき	594円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	医療機関との間で一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に医療機関と連携し適切に対応しており、感染対策向上加算、又は、外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関、又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修、又は、訓練に、1年に1回以上参加しているとき	10円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けているとき	5円／月
新興感染症等施設療養費	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行ったとき(1月に1回、連続する5日を限度)	240円／日

2. 介護保険給付対象外サービス費

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)　　(1日当たり:円)

	通常	介護保険減額認定証に記載されている金額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食　費	1，760円	300円	390円	680円	1，420円

※重要事項説明書5.(2)の定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は別に実費負担となります。

※第1から第3段階の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

②居住に要する費用　　(1日当たり:円)

	通常	介護保険減額認定証に記載されている金額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1，231円	380円	480円	880円	980円
多床室	915円	0円	430円	430円	530円
ユニット型個室	2，066円	880円	880円	1，370円	1，470円

※外泊・入院等で居室を開けておく場合、外泊加算(重要事項説明書6.(3)を参照)の対象期間中は上記の表によりお支払いいただきます。

※ユニット型個室で外泊加算対象期間中以後(入院等の7日以降)において、居室を開けて置く場合、1日820円のご負担をお願いします。

※第1から第3段階の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

③その他の費用

サービス	内　　容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人に要した実費
理　髪	毎月第2・4月曜日(理容師の出張による)	丸刈　1，800円 調髪　2，300円
貴重品の管理	預金通帳と印鑑、有価証券、年金証書等を管理	1，000円／月
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・日用品費	レクリエーション・日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人に要した実費
小口現金の管理	緊急出費用の小口現金(10，000円を上限)を管理	300円／月

＊利用料金、サービス内容等について、ご不明な点、質問がございましたらお気軽にお尋ね下さい